

平成25年(ワ)第46号 損害賠償請求事件

原告 伊東達也 外821名

被告 東京電力株式会社 国

準備書面 (9)

平成26年1月9日

福島地方裁判所いわき支部民事部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 小 野 寺 利 孝

同 広 田 次 男

同 鈴 木 堯 博

同 清 水 洋

同 米 倉 勉

同 笹 山 尚 人

同 渡 辺 淑 彦
外

今後の損害を整理する前提として、以下のとおり、被告東京電力から提示されている賠償の性質について釈明を求める。

1. 被告東京電力に対し、いわゆる「自主的避難等対象区域」に居住する者に対する賠償について、その賠償の発生期間、賠償の内容、今後の賠償の支払い予定について釈明を求めたい。すなわち、被告東京電力は、原子力損害賠償紛争審査会の平成23年12月6日付「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針追補（自主的避難等に係る損害について）」を受け、これまでいわき市を含む23市町村の住民に対し、2回に渡り一律の賠償を実施してきた。被告東京電力が、説明会などで行った自主的避難等対象区域に対する賠償の概要をまとめれば以下の(1)及び(2)とおりである。

(1) 一般の大人に対する賠償

(ア) 放射線被ばくへの恐怖や不安により自主的避難等対象区域内の住居から自主的避難を行った場合、避難を実施した一般の大人に対しては、①自主的避難によって生じた生活費の増加費用、②自主的避難により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛、③避難及び帰宅に要した移動費用として、一律8万円を支払う。

(イ) 他方、放射線被ばくへの恐怖や不安を抱きながら自主的避難等対象区域内に滞在を続けた場合、①放射線被ばくへの恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛、②放射線被ばくへの恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等により生活費が増加した分があれば、そ

の増加費用として、一律8万円を支払う。

(ウ) 被告東京電力の平成24年12月5日付プレスリリースにおいて、事故に起因して負担した費用のうち、①自主的避難等対象区域での生活において負担された追加的費用(清掃業者への委託費用など)や②前回の賠償金額を超過して負担された生活費の増加費用、ならびに避難および帰宅に要した移動費用等として、一律40,000円を支払う。(「費用」ということであるので、精神的慰謝料は含まれないということであろう。)

(2) 妊婦・子どもに対する賠償

(ア) 自主的避難等対象者のうち子供及び妊婦については、本件事故発生から平成23年12月末までの損害として一人40万円とし、この期間中に避難を実施した場合については、一律20万円を加算して賠償する。

(イ) また、被告東京電力の平成24年12月5日付プレスリリースにおいて、子ども(誕生日が平成5年1月2日から平成24年8月31日)及び妊婦(平成24年1月1日から同年8月31日の間に、妊娠されていた期間がある場合)に対しては、一律8万円を支払う。その8万円の内容としては、精神的苦痛、生活費の増加費用等を含めた金額(①自主的避難により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛、生活費の増加費用、ならびに避難および帰宅に要した移動費用、②自主的避難等対象区域内に滞在を続けた場合における放射線被ばくへの恐怖や不安、これにともなう行動の自由の制限等により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的

苦痛、および生活費が増加した分があればその増加費用)を支払う。

(ウ) 同様に、自主的避難等対象区域に生活の本拠としての住居があった子ども(平成23年3月12日から平成24年8月31日の間出生した子どもも含む。)や妊婦も、事故に起因して負担した費用のうち、①自主的避難等対象区域での生活において負担された追加的費用(清掃業者への委託費用など)や②前回の賠償金額を超過して負担された生活費の増加費用、ならびに避難および帰宅に要した移動費用等として、一律40,000円を支払う。

2. 原告らとして、被告東京電力に釈明を求めたい事項は以下のとおりである。

(ア) 一般の大人に対する賠償(当初の8万円)のうち、精神的慰謝料に相当する金額はいくらか。4万円と考えて良いのか。

(イ) 大人に対する精神的慰謝料は、当初の混乱期のみであり、平成23年4月23日以降については、精神的慰謝料の支払い義務は生じていないと考えて良いのか。

(ウ) 妊婦及び子どもに対する賠償のうち、精神的慰謝料に相当する金額は、どの程度であると考えているのか。また、その算定根拠はどのようなものか。

(エ) 子ども及び妊婦の精神的慰謝料は、平成24年8月31日までであり、それ以降の精神的慰謝料についての支払い義務は生じていないと考えているのか。

3. 本訴訟は、各原告の精神的慰謝料請求を求める訴訟であるから、被告東

京電力が提示している精神的慰謝料の額がどの程度であるか、その期間はどの時期までか、その算定根拠はどのようなものかなどについて明確にする必要性が高い。是非とも上記釈明に対し、ご回答願いたい。

以上